

千葉県告示第684号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第2項の規定により告示します。（指定番号 指－76）

また、土壤汚染対策法第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同法第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示します。（指定番号 指－77）

令和7年8月7日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 指定区域

（1）指－76 要措置区域

千葉市中央区仁戸名町666番2の一部（別図1、2のとおり）

（2）指－77 形質変更時要届出区域

千葉市中央区仁戸名町666番2の一部（別図1、3のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）指－76 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

（2）指－77 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（1）指－76 なし

（2）指－77 鉛及びその化合物

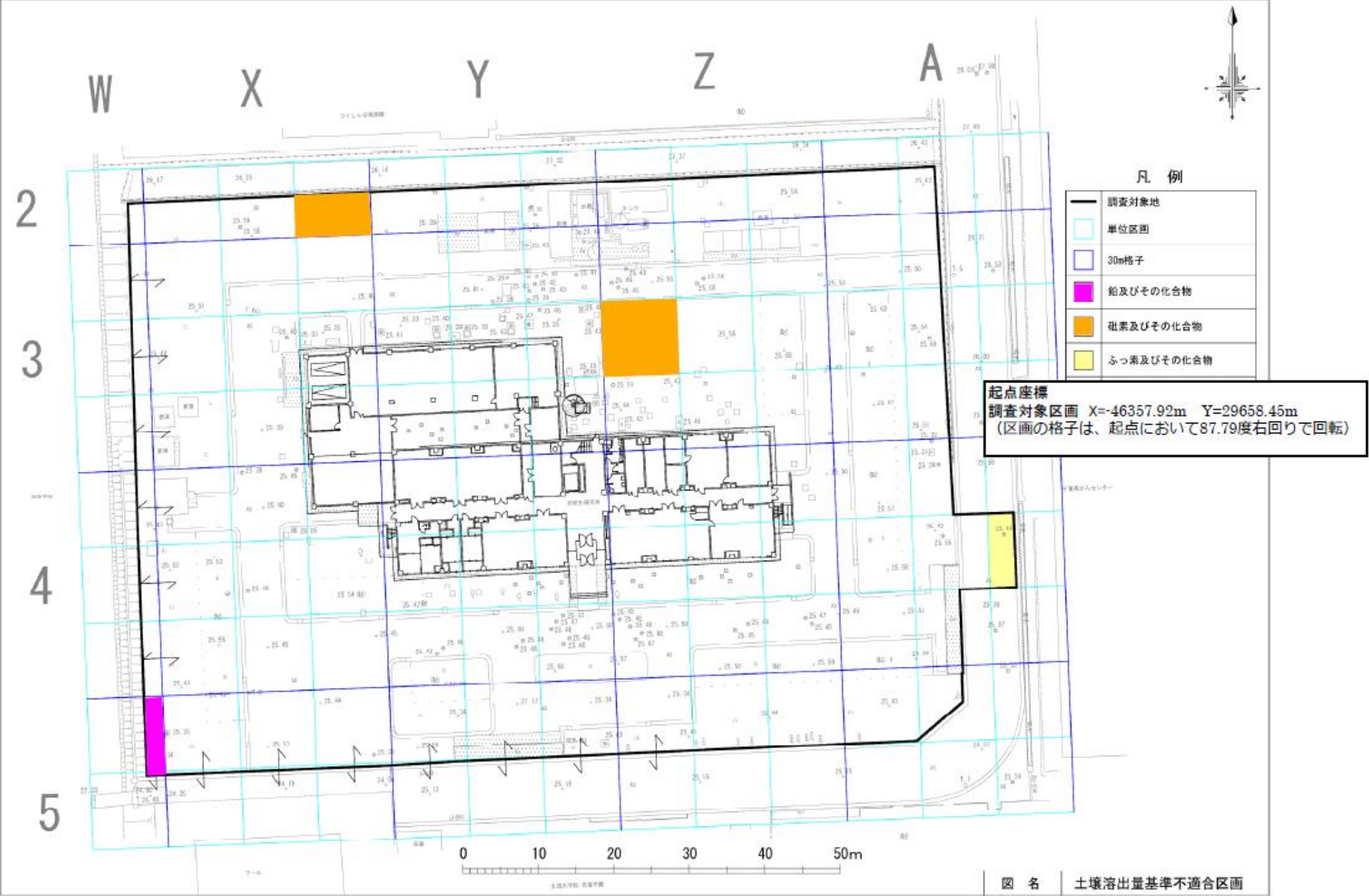
4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

指定区域（指－76）における地下水の水質の測定

別図 1



別図 2



別図3

